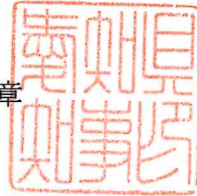


公 告

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号）第6条第4項の規定に基づき、令和7年4月1日から適用するあいち朝日遺跡ミュージアムの利用料金の額を次のように承認した。

令和7年3月17日

愛知県知事 大村 秀章



区 分		単 位	単 位	利用料金
常設展示	個人	大学生又は高校生	1人1回につき	200円
			1人1年につき	600円
		その他の者	1人1回につき	300円
			1人1年につき	1,000円
	団体 (20人以上)	大学生又は高校生	1人1回につき	150円
		その他の者	1人1回につき	250円
	博物館その他の施設で知事が定めるものをあいち朝日遺跡ミュージアムと併せて観覧する方法として知事が定める方法により観覧する場合	大学生又は高校生	1人1回につき	150円
		その他の者	1人1回につき	250円